

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 天寿会

# 社会福祉法人天寿会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天寿会(以下「この法人」という。)の役員及び評議員(以下「役員等」とする。)並びに評議員選任・解任委員の報酬と費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事については常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 常勤理事については、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1の「常勤理事の月額報酬表」に定める支給基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。
- 3 非常勤理事については、月額報酬を支給しない。
- 4 監事については、監査業務等のために出勤したときは、別表2の「監事の日額報酬表」に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。
- 5 非常勤役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、別表3に定める日額報酬を支給する。
- 6 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会へ出席したときは、別表4に定める日額報酬を支給する。

## (報酬等の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次の通りとする。

- (1) 前条第2項の役員等については、職員給与規程に準じて支給する。
  - (2) 前条第4項の監事については、監査業務等のために出勤した都度現金にて支給する。
  - (3) 前条第5項の非常勤役員等については、当該会議等に出席した都度現金にて支給する。
  - (4) 前条第6項の評議員選任・解任委員については、当該委員会に出席した都度現金にて支給する。
- 2 報酬及び日当の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

## (交通費)

第5条 理事会及び評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次の通り支払う。

- (1) 第2条第2項の役員等については、給与規程第10条(通勤手当)の規定に基づき支給する。
- (2) 第2条第3項及び第4項の役員等については、旅費規程に基づき、その都度現金にて支給する。
- (3) 第2条第5項の評議員選任・解任委員については、旅費規程に基づき、その都度現金にて支給する。

## (費用弁償)

第6条 理事会及び評議員会、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人業務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人職員の身分を兼務し、職員給与を支給している常勤役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成28年12月9日より施行する。

## 別表 1

(常勤理事の月額報酬表)

号 俸	支 給 基 準 額	備 考
1号俸	月額 100,000 円	
2号俸	月額 150,000 円	
3号俸	月額 200,000 円	
4号俸	月額 250,000 円	
5号俸	月額 300,000 円	
6号俸	月額 350,000 円	
7号俸	月額 400,000 円	
8号俸	月額 450,000 円	
9号俸	月額 500,000 円	
10号俸	月額 550,000 円	
11号俸	月額 600,000 円	

## 別表 2

(監事の日額報酬表)

区 分	支給基準額	備 考
監事監査及び法人業務のための出勤	1日2時間以内 5,000 円	
	1日4時間以内 10,000 円	
	1日4時間以上 20,000 円	

## 別表 3

(非常勤役員等の日額報酬)

区 分	金 額	備 考
理事会・評議員会への出席	5,000 円	

## 別表 4

(評議員選任・解任委員の日額報酬)

区 分	金 額	備 考
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円	